

決定期間特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

公益財団法人びわ湖芸術文化財団理事長

年 月 日付けで申出のありました文書の公開については、公益財団法人びわ湖芸術文化財団情報公開規程第12条の規定を適用することとし、次のとおり公開決定等をする期間を延長しましたので通知します。

1 申出のあった文書の名称 または内容	
2 文書公開申出書收受年月日 および收受番号	年 月 日 收受番号 番
3 公開申出に係る文書のうち 相当の部分について公開決定 等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 残りの文書について公開決定 等をする期限	年 月 日
5 公益財団法人びわ湖芸術文化 財団情報公開規程第12条を適用 する理由	
5 担当部課等	電話 — — 内線